

全建事発第 095 号
令和 3 年 10 月 4 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等の終了後における
工事及び業務の対応について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置及びまん延防止等重点措置については、令和 3 年 9 月 30 日をもって終了し、今後はワクチン接種を一層進捗させ、医療供給体制をもう一段整備し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として政策を展開していくこととするとされたところです。

これを踏まえ、施行中の工事における感染拡大防止措置等について、国土交通省より別添 1 及び 2 のとおり通知がありましたので、引き続き、国土交通省の「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和 3 年 5 月 14 日改訂版)」及び全建の「地域建設業における建設現場の新型コロナウイルス感染症対策の実践(令和 3 年 9 月 14 日改訂版)」等を参考に適切な対応をとられますよう、貴会会員企業の皆様へ周知賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

以 上

【添付資料】

- 別添1 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の終了後における工事及び業務の対応について
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について

(担当) 事業部 堤
TEL 03-3551-9396
FAX 03-3555-3218
メール jigyo@zenken-net.or.jp